

仕様書共通注意書

近畿総合通信局 財務課
(電話:06-6942-8514)

1. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

2. 仕様書

仕様書について疑義がある場合は、あらかじめ以下の9に記載の問い合わせ先に照会し、その指示に従うこと。

3. 見積書

- (1) 見積書の提出は、指定の日時までに担当係に持参又は郵送もしくは電子メール（PDF ファイル）送付により提出すること。
また、郵送による場合も指定の日時までに到着すること。
押印については見積書に責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記することにより省略可とする。
- (2) 以下の見積書は、無効とする。
 - ・ 記名のない見積書
 - ・ 金額を訂正した見積書
 - ・ 提出期限までに到着しなかった見積書
（郵送の場合、配達事情の遅れによる場合も無効とする。）
 - ・ 同一人が提出した金額の異なる2つ以上の見積書
 - ・ 見積書に記載すべき事項が記載されていない見積書

4. 契約及び結果公表

最低価格をもって有効な見積書を提出した者に対しては個別に通知し、契約を行う。
なお、最低価格の見積書の提出が2者以上あった場合は、くじ引きにより決定する。
くじ引きの実施日は、別途連絡するが、くじ引きに参加できない場合は、契約担当以外の当局職員が代ってくじを引くものとする。

契約結果については、契約の相手方決定後、契約結果通知簿に記載し、財務課事務室で閲覧に供するとともに、電子調達システムにより公表する。

5. 代金の支払い

検査に合格した後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

6. 遅滞金

天災その他やむを得ない理由による場合を除き、所定の期限までに義務を履行しないときは、遅滞金として履行期限の翌日から起算して義務の履行が完了した日までの日数

に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率を乗じて計算した金額を、遅延利息として支払うものとする。

7. 違約金

次の事項の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除されることがあるものとし、解除された場合においては解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を違約金として支払うものとする。

また、履行遅延後に解約されたときは、解約の日までの遅延金相当額を違約金として、併せて支払うものとする。

- (1) 履行期限までに義務を完了しないとき、または義務を完了しても期限経過後検査に合格しなかったとき。
- (2) 受注者において正当な事由が無く解約を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、受注者に不正又は不誠実な行為があったとき。

7. その他

見積書の提出をもって、別添「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものと見なす。

9. お問い合わせ先

近畿総合通信局 総務部財務課 資材係

〒540-8795

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8514

電子メール：kinki-shizai/atmark/soumu.go.jp

(迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表示しています。メールをお送りになる際には「/atmark/」を「@」に置き換えてください。)

【暴力団排除に関する誓約事項】

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者(第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。)

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書又は入札書の提出をもって誓約します。

契約結果通知簿

[illegible]